

東浦町空家等対策計画(案)

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。)第 6 条の規定に基づき、東浦町における空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に実施するため「東浦町空家等対策計画(案)」を作成しました。

2 目的及び背景

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化などを背景に、空家等が増加しています。適切な管理がされていない空家等については、防災、衛生、景観など多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、社会問題の一つとなっています。

こうした空家等の問題に対処すべく、空家法が平成 26 年 11 月 27 日に公布され、平成 27 年 2 月 26 日に一部施行、同年 5 月 26 日に全面施行されました。空家法では、所有者等が自らの責任により適切な管理を行うことを前提としつつも、住民に最も身近な行政主体であり、空家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村を、空家等対策の実施主体として位置づけています。

具体的な取組については、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」(平成 27 年 2 月 26 日号外総務省・国土交通省告示第 1 号。以下「基本指針」という。)で、実施体制の整備、空家等の実態把握、空家等対策計画の作成、空家等及びその跡地の活用の促進、特定空家等に対する措置の促進など、空家等に関する施策の実現について基本的な事項が示されています。

この基本指針に即して、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、東浦町空家等対策計画(案)を作成しました。

3 実施機関の考え方

平成 29 年度において、空家等対策計画に必要な事項について意見を聴取するため、東浦町空家等対策委員会を 4 回開催し、基本方針の案をまとめ、その他委員会での意見をもとに、空家等対策の実施、その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるため、空家等対策計画(案)をまとめました。今後は、当該計画に基づき空家等の対策を推進していきます。

4 概要

空家等対策計画は、空家法第6条の「空家等対策計画」に計画に掲げる事項を定めており、東浦町空家等対策計画（案）では、第1章から第7章にそれらをまとめています。

第1章「計画の基本的な考え方」では、計画策定の背景から対象とする空家等や対象とする地域及び計画期間を示しています。

第2章「空家等の現状把握」では、都市特性の整理から実態調査等の結果を掲載しています。

第3章「空家等に関する政策課題の整理」及び第4章「空家等対策の基本方針」では、課題の整理から空家等に関する対策及び基本的な方針を示しています。

第5章「空家等の基本施策」では、空家等の発生抑制と適切な管理から利活用の促進、特定空家等に対する措置及び空家等の計画的推進を示しています。

第6章「空家等対策の推進」及び第7章「目標値の設置」では、空家等に関する対策の実施体制、特定空家等に対する措置や対処及びその他空家等に関する対策の実施に関し空家情報から特定空家の認定及び目標値等を掲げています。